

令和5年2月北信広域連合議会定例会会議録（第1号）

北信広域連合告示 第1号

令和5年2月8日（水） 中野市豊田支所大会議室に開く。

令和5年2月8日（水） 午前10時開議

○ 議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 仮議席の指定
- 3 議席の指定
- 4 会議録署名議員指名
- 5 会期等の決定
- 6 議 第 1号 副議長選挙
- 7 議案第 1号 北信広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例案
- 8 議案第 2号 北信広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例案
- 9 議案第 3号 北信広域連合情報公開条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第 4号 北信広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する等の条例案
- 11 議案第 5号 令和4年度北信広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 6号 令和4年度北信広域連合養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第 7号 令和4年度北信広域連合特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第 8号 令和5年度北信広域連合一般会計予算
- 15 議案第 9号 令和5年度北信広域連合養護老人ホーム事業特別会計予算
- 16 議案第10号 令和5年度北信広域連合特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 17 議案第11号 令和4年度北信広域連合旧老人ホーム高社寮解体工事変更請負契約の

締結について

18 議案第12号 北信広域連合公平委員会委員の選任の同意について

- 本日の会議に付した事件 …… 議事日程に同じ
-

- 出席議員 次のとおり（23名）

| | |
|------------------|------------------|
| 1 番 土 屋 喜久夫 議員 | 1 3 番 川久保 政 弘 議員 |
| 2 番 笠 原 豊 議員 | 1 4 番 原 澤 年 秋 議員 |
| 3 番 白 鳥 金 次 議員 | 1 5 番 徳 竹 栄 子 議員 |
| 4 番 常 田 徳 子 議員 | 1 6 番 高 野 良 之 議員 |
| 5 番 松 樹 純 子 議員 | 1 7 番 高 木 尚 史 議員 |
| 6 番 吉 越 利 明 議員 | 1 8 番 上 倉 敏 夫 議員 |
| 7 番 芦 澤 孝 幸 議員 | 1 9 番 西 方 功 文 議員 |
| 8 番 桑 原 武 幸 議員 | 2 0 番 萩 原 由 一 議員 |
| 9 番 上 松 永 林 議員 | 2 1 番 高 山 祐 一 議員 |
| 1 0 番 阿 部 光 則 議員 | 2 2 番 渋 川 芳 三 議員 |
| 1 1 番 松 野 繁 男 議員 | 2 3 番 青 木 正 道 議員 |
| 1 2 番 岸 田 眞 紀 議員 | |

- 欠席議員 なし
-

- 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

| | | | |
|--------------|---------|-------|---------|
| 事務局次長補佐兼総務係長 | 富 田 訓 宏 | 副 主 幹 | 常 田 新 吾 |
| 保険福祉係長 | 佐 藤 智 弘 | 主 任 | 宮 沢 照 美 |

- 説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 広域連合長 | 湯 本 隆 英 | 幹 事 | 小 林 広 行 |
| 副広域連合長 | 江 沢 岸 生 | 幹 事 | 丸 山 寛 人 |
| 副広域連合長 | 竹 節 義 孝 | 幹 事 | 笹 岡 博 人 |
| 副広域連合長 | 日 臺 正 博 | 幹 事 | 藤 木 利 章 |

| | | | |
|--------|------|----------|------|
| 副広域連合長 | 富井俊雄 | 事務局長 | 秋元正幸 |
| 副広域連合長 | 宮川幹雄 | 事務局次長 | 小林英春 |
| 副管理者 | 竹内敏昭 | 望岳荘施設長 | 武田彰一 |
| 監査委員 | 齋藤保 | いで湯の里施設長 | 鈴木隆夫 |
| 会計管理者 | 酒井久 | 菜の花苑施設長 | 高山浩 |
| 幹事 | 柴本豊 | ふるさと苑施設長 | 月岡篤志 |
| 幹事 | 鈴木靖史 | てるさと施設長 | 栗岩康彦 |

(開議) (午前10時00分)

(開会に先立ち、富田事務局次長補佐が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

1 開会

議長(青木正道君) ただいま報告のとおり、出席議員数が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより令和5年2月北信広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてあります議事日程第1号のとおりでありますから、ご了承願います。

議長(青木正道君) この際、日程に入る前に報告事項を申し上げます。

令和4年12月開催の飯山市議会定例会において、飯山市議会から新たに5名の議員が北信広域連合議会議員に選出されました。

また、令和5年1月10日付で木島平村議会選出の江田宏子議員から辞職願いが提出され、令和5年1月10日付をもって、地方自治法第126条の規定により、議長より辞職を許可いたしましたので報告いたします。

議員の辞職に伴い、木島平村議会より新たに1名の議員が北信広域連合議会議員に選出されております。

なお、ここで新しく北信広域連合議会議員に選出された議員のご紹介をいたします。飯山市議会から常田徳子議員。

常田徳子君 常田徳子です。よろしく願いいたします。

議長(青木正道君) 吉越利明議員。

吉越利明君 吉越です。よろしくお願いします。

議長（青木正道君） 上松永林議員。

上松永林君 よろしくお願いします。

議長（青木正道君） 岸田真紀議員。

岸田真紀君 岸田です。よろしくお願いいたします。

議長（青木正道君） 渋川芳三議員。

渋川芳三君 渋川でございます。よろしくお願いします。

議長（青木正道君） 木島平村議会から土屋喜久夫議員であります。以上であります。

2 仮議席の指定

議長（青木正道君） 日程2 この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

改選により北信広域連合議会議員選挙に当選されました6名の仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

議長（青木正道君） ここで、連合長から挨拶があります。

連合長。

（広域連合長 湯本隆英君 登壇）

広域連合長（湯本隆英君） 本日ここに、令和5年2月北信広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。開会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

最初に新型コロナウイルスの感染につきましては、長野県が「医療非常事態宣言」を発出し、現在第8波に入って以降、当広域連合の施設でも集団感染と言える状況が発生しております。入院をされた利用者の方もいらっしゃいましたが、療養期間を終えて施設に戻っております。幸い感染した利用者のほとんどの方は無症状であり、施設では保健所の指示によるゾーニングを実施し、感染拡大防止を図ってまいりました。現在は陽性者についても落ち着いており、感染が拡大する施設はない状況です。

国は、感染症法の位置づけを2類から5類に移行する方針を決めましたが、5類に移行となった状況におきましても、引き続き気を緩めず、施設の感染予防対策を徹底し、利用者の皆様が安全で安心した生活をしていただけるよう、より一層努めてまいります。

相次ぐ燃料費や物価高騰の折、当広域連合の財政状況は依然として非常に厳しい状況にあ

ります。今後も健全財政の堅持に努め、さらなるサービスの向上と適正な事業実施に取り組むため、令和5年度予算編成を行いました。令和5年度予算編成の細部につきましては、各議案の中でご説明申し上げますが、限られた財源を有効に利用し、最大の効果が得られるよう、効率的な運営に努めてまいりますので、議員各位におかれましては、より一層の格別なご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日提案いたします議案は、条例改正案4件、令和4年度補正予算案3件、令和5年度新年度予算案3件、事件案1件、人事案1件の合計12件であります。よろしくご審議いただきますよう重ねてお願い申し上げます。挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

3 議席の指定

議長（青木正道君） 日程3 議席の指定を議題とします。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。議員の氏名とその議席の番号を次長補佐から朗読いたします。

（事務局次長補佐、議員氏名と議席番号を朗読）

4 会議録署名議員指名

議長（青木正道君） 日程4 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、

4番 常田徳子議員

5番 松樹純子議員

を指名いたします。

5 会期等の決定

令和5年2月北信広域連合議会定例会運営日程

会期：令和5年 2月 8日（水）～

2月17日（金）

| 月 日 | 曜日 | 時 間 | 会 議 | 摘 要 |
|-------|----|-------|-----|---|
| 2月 8日 | 水 | 午前10時 | 本会議 | 開会、仮議席の指定、議席の指定、会議録署名議員指名、会期等の決定、副議長選挙、議案提案説明 |

| | | | | |
|-----|---|------|-----|--------------------|
| 9日 | 木 | | 休 会 | 議案審査のため |
| 10日 | 金 | | 〃 | 議案審査のため |
| 11日 | 土 | | 〃 | 土曜日のため |
| 12日 | 日 | | 〃 | 日曜日のため |
| 13日 | 月 | | 〃 | 議案審査のため |
| 14日 | 火 | | 〃 | 議案審査のため |
| 15日 | 水 | | 〃 | 議案審査のため |
| 16日 | 木 | | 〃 | 議案審査のため |
| 17日 | 金 | 午後2時 | 本会議 | 議案質疑、一般質問、討論、採決、閉会 |

議長（青木正道君） 日程5 会期等の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、お手元に配付いたしました令和5年2月北信広域連合議会定例会運営日程（案）のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木正道君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期については、運営日程（案）のとおりと決しました。

6 議第 1号 副議長選挙

議長（青木正道君） 日程6 議第1号 副議長選挙を行います。

副議長につきましては、任期満了による改選に伴い、現在空席となっております。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木正道君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木正道君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しまし

た。

副議長に渋川芳三議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました渋川芳三議員を副議長の当選人として定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(青木正道君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました渋川芳三議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました渋川芳三議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

この際、渋川芳三議員からご挨拶をお願いいたします。

(副議長 渋川芳三議員 登壇)

副議長(渋川芳三君) 渋川芳三でございます。また副議長ということでご指名いただきました。青木議長さんのご指導に従い、円滑な議会運営が行われますように努めてまいります。何とぞ皆様からのご協力をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

議長(青木正道君) 議事に入る前に、以降議案の「北信広域連合」の部分については省略をさせていただきますので、ご了承願います。

なお、監査委員から報告がありました定期監査及び例月出納検査の結果は、事前にお手元に配付いたしてありますので、ご了承願います。

7 議案第 1号 北信広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例案

8 議案第 2号 北信広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例案

9 議案第 3号 北信広域連合情報公開条例の一部を改正する条例案

10 議案第 4号 北信広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する等の条例案

議長(青木正道君) 日程7 議案第1号 個人情報の保護に関する法律施行条例案から日程10 議案第4号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する等の条例案まで、以上議案4件を一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

(広域連合長 湯本隆英君 登壇)

広域連合長（湯本隆英君） 議案第1号 個人情報の保護に関する法律施行条例案について。

個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報保護制度が法による全国一元的な運用となることから、本条例においてこの施行に際し必要となる事項を定めるとともに、北信広域連合個人情報保護条例を廃止するものであります。

次に、議案第2号 情報公開・個人情報保護審査会条例案について。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、公開決定等または公開請求に係る不作為に関する審査請求、情報公開制度の運用に関する事項の調査審議等を行う審査会を設置するため、本条例を制定するものとし、改正前の同法に基づき制定した北信広域連合情報公開等審査会条例を廃止するものであります。

次に、議案第3号 情報公開条例の一部を改正する条例案について。

個人情報の保護に関する法律の改正により、公文書の非公開情報を法の規定と合わせ、北信広域連合情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴う運用規定の改正を行うほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する等の条例案について。

国家公務員法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されることに伴い、地方公務員の定年が段階的に65歳に引き上げられることから、所要の改正を行うものであります。

以上、4件を一括してご説明いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

1 1 議案第 5号 令和4年度北信広域連合一般会計補正予算（第1号）

1 2 議案第 6号 令和4年度北信広域連合養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）

1 3 議案第 7号 令和4年度北信広域連合特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）

議長（青木正道君） 日程11 議案第5号 令和4年度一般会計補正予算（第1号）から日程13 議案第7号 令和4年度特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）までの、以上議案3件を一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

(広域連合長 湯本隆英君 登壇)

広域連合長(湯本隆英君) 議案第5号 令和4年度一般会計補正予算(第1号)について。

本案につきましては、補正額1,282万5,000円を増額し、補正後の予算総額は5億1,805万4,000円となります。また、老人ホーム解体に伴う事業費について、繰越明許費も併せてお願いするものであります。

主なものを申し上げます。歳入につきましては、1款分担金及び負担金では市町村分担金などで223万9,000円の減額、3款繰入金では特別会計繰入金などで95万4,000円の減額、6款広域連合債では施設解体事業債で1,570万円の増額であります。

歳出につきましては、2款総務費のうち1項総務管理費では、人事異動に伴う人件費などで287万円の減額、3款民生費のうち2項施設解体費では、老人ホーム解体事業費で1,569万5,000円の増額であります。繰越明許費につきましては、3款民生費のうち2項施設解体費では、老人ホーム解体事業費で1億307万3,000円であります。地方債補正につきましては、施設解体工事の補正に伴う地方債の補正として限度額を1,570万円増額し、3億6,570万円であります。

次に、議案第6号 令和4年度養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)について。

本案につきましては、補正額140万8,000円を減額し、補正後の予算総額は1億8,022万円となります。

主なものを申し上げます。歳入につきましては、2款分担金及び負担金では、措置人数の実績などにより247万7,000円の減額、8款県支出金では新型コロナウイルス感染症関連補助金で120万4,000円の増額であります。

歳出につきましては、1款民生費では、1項てらさと事業費のうち財政調整基金積立金などで140万8,000円の減額であります。

次に、議案第7号 令和4年度特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)について。

本案につきましては、補正額3,551万2,000円を減額し、補正後の予算総額は17億4,660万7,000円となります。

主なものを申し上げます。歳入につきましては、1款介護保険事業収入では、施設介護サービス利用人数の実績などにより3,407万1,000円の減額、4款繰入金では、財政調整基金繰入金で201万1,000円の減額、7款県支出金では、新型コロナウイルス

感染症サービス継続支援事業費補助金などで56万8,000円の増額であります。

歳出につきましては、1款民生費では、人事異動に伴う人件費や財政調整基金積立金などで3,551万2,000円の減額であります。

以上、3件を一括してご説明申し上げました。よろしくご審議をお願いいたします。

14 議案第 8号 令和5年度北信広域連合一般会計予算

議長（青木正道君） 日程14 議案第8号 令和5年度一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 湯本隆英君 登壇）

広域連合長（湯本隆英君） 議案第8号 令和5年度一般会計予算について。

本案につきましては、予算総額で1億8,814万2,000円となります。前年度より3億1,708万7,000円の減であります。

主なものを申し上げます。歳入につきましては、1款分担金及び負担金では、市町村及び一部事務組合からの分担金などで1億2,844万9,000円を、2款財産収入では、基金運用利子収入として768万5,000円を、3款繰入金では、特別会計繰入金などで4,867万5,000円を計上いたしました。

続いて、歳出につきましては、2款総務費のうち1項総務管理費など広域連合の運営事業経費として8,354万6,000円を、3款民生費では、要介護認定業務などで3,578万7,000円を、4款衛生費では、病院群輪番制病院運営事業補助金で3,418万9,000円を計上いたしました。5款公債費では、施設解体事業債利子などで3,311万4,000円を計上いたしました。

なお、資料といたしまして、主要事業の概要をまとめました主要施策概要説明書を事前にお配りしておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。詳細につきましては、事務局長から説明いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木正道君） 続いて事務局長において、本案の補足説明がありましたらお願いします。

（事務局長 挙手）

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） 議案第8号 令和5年度北信広域連合一般会計歳入歳出予算につきまして、連合長説明に補足してご説明申し上げます。以後、着座にて説明をさせていただきます。

ます。

予算書8ページをお願いいたします。主要施策概要説明書につきましては、1ページからであります。それでは、初めに歳入につきまして主なものを申し上げます。

1款1項1目市町村分担金は1億2,214万8,000円で、前年度比146万2,000円の増であり、經常経費、病院群輪番制病院運営補助事業等について、構成市町村からの分担金であります。

2款財産収入は768万5,000円で、地域振興基金運用収入等を見込んでおります。

3款繰入金は4,867万5,000円で、特別会計からの繰入金1,556万1,000円のほか、財政調整基金繰入金3,311万4,000円であります。

次に、12ページをお願いいたします。こちらにつきましては、歳出の主なものを申し上げます。1款議会費は50万6,000円で、議員報酬のほか經常経費でございます。

中段の2款総務費1項1目一般管理費は7,810万4,000円で、事務局職員人件費のほか、14ページでございますが、事務局における需用費、委託料等の經常経費でございます。14ページ下段、2目企画費につきましては360万7,000円で、主なものは次ページになりますが、需用費では広域連合広報紙の印刷代などのほか、委託料ではホームページ更新委託料、地域振興事業補助金として各市町村への補助金などであります。

16ページ中段、2款2項1目選挙管理委員会費は7万1,000円で、主なものは選挙管理委員報酬のほか經常経費であります。

2款3項1目、監査委員費は47万3,000円で、主なものは監査委員報酬のほか經常経費でございます。

下段の2款4項1目、公平委員会費は129万1,000円で、主なものは公平委員報酬のほか、18ページになりますが、職員人件費、經常経費であります。

18ページ下段の3款民生費であります。1項1目介護保険総務費は1,604万4,000円で、職員人件費のほか經常経費で、1枚めくっていただきまして20ページになりますが、2目介護認定審査会費は1,835万9,000円で、主なものは介護認定審査会委員報酬のほか要介護認定支援システムに係る経費など、審査会運営に必要な経費であります。

22ページをお願いいたします。3目入所判定委員会費は6万円で、養護老人ホームの入所判定委員報酬などあります。4目入所検討委員会費は27万9,000円で、特別養護老人ホーム入所検討委員報酬のほか經常経費であります。5目障害支援区分認定審査会費は

104万5,000円で、障害支援区分認定審査会委員報酬のほか経常経費でございます。

下段の4款1項1目保健衛生総務費は3,418万9,000円で、1枚めくっていただきまして24ページになりますが、病院群輪番制病院運営事業補助金で、北信総合病院と飯山赤十字病院へ休日・夜間等の救急医療体制の運営費を補助するものであります。

5款公債費であります。旧老人ホーム高社寮の解体事業債の利子308万2,000円と、元金3,003万2,000円であります。

一般会計につきましては、以上であります。

議長（青木正道君） 以上で事務局長の補足説明を終わります。

15 議案第 9号 令和5年度北信広域連合養護老人ホーム事業特別会計予算

議長（青木正道君） 日程15 議案第9号 令和5年度養護老人ホーム事業特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 湯本隆英君 登壇）

広域連合長（湯本隆英君） 議案第9号 令和5年度養護老人ホーム事業特別会計予算について。

本案につきましては、養護老人ホームの定員65人分の生活支援に係る事業費として総額1億8,368万円で、前年度より1,540万8,000円の増であります。

主なものを申し上げます。歳入につきましては、1款介護保険事業収入では、介護保険サービス提供に係る保険者負担金などで4,974万6,000円を、2款分担金及び負担金では、老人保護措置に係る市町村分担金などで1億2,872万1,000円を計上いたしました。

続いて歳出につきましては、1款民生費では、養護老人ホームの運営費などで1億8,267万9,000円を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、てるさと施設長から説明いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木正道君） 続いて、てるさと施設長において本案の補足説明がありましたらお願いいたします。

（てるさと施設長 挙手）

議長（青木正道君） てるさと施設長。

てるさと施設長（栗岩康彦君） 養護老人ホーム事業特別会計の予算の歳出につきまして、予算書の事項別明細書により主なものをご説明いたします。

予算書42ページをお開きいただきたいと思います。なお、主要施策概要説明書は4ページとなります。

1項てるさと事業費では、職員給与、施設の管理費、入所者の生活費が主な経費であり、合わせて1億6,731万4,000円を計上いたしました。

45ページをお開きください。説明欄中の13節使用料及び賃借料ですが、その下から2行目、AEDの借上料とあります。これにつきましては特養と案分してございますが、AEDの更新として借上料2万4,000円を計上してございます。

次に、1ページめくっていただきまして、46ページをお願いしたいと思います。2項財産管理費では、財政調整基金への積立金で1,536万5,000円を計上いたしました。

以上でございます。

議長（青木正道君） 以上でてるさと施設長の補足説明を終わります。

16 議案第10号 令和5年度北信広域連合特別養護老人ホーム事業特別会計予算

議長（青木正道君） 日程16 議案第10号 令和5年度特別養護老人ホーム事業特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 湯本隆英君 登壇）

広域連合長（湯本隆英君） 議案第10号 令和5年度特別養護老人ホーム事業特別会計予算について。

本案につきましては、特別養護老人ホームの5施設で定員、本入所384人及び短期入所33人分の介護サービスの提供に係る事業費として、総額は18億2,899万円で、前年度より5,645万7,000円の増であります。

主なものを申し上げます。歳入につきましては、1款介護保険事業収入では、介護保険サービス提供に係る保険者負担金などで17億17万7,000円を、4款繰入金では、財政調整基金繰入金で9,320万9,000円を計上いたしました。

続いて、歳出につきましては、1款民生費は、特別養護老人ホーム5施設の運営費等で

18億1,810万2,000円を計上いたしました。なお、詳細につきましては、各施設長から説明いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木正道君） 続いて、各施設長において本案の補足説明がありましたら願います。

（望岳荘施設長 挙手）

議長（青木正道君） 望岳荘施設長。

望岳荘施設長（武田彰一君） 議案第10号 令和5年度特別養護老人ホーム事業特別会計予算につきまして、予算書の事項別明細書により主なものをご説明申し上げます。

予算書60ページをお願いします。歳入につきましては、全施設分を一括して申し上げます。60ページの1款1項介護保険給付費保険者負担金につきましては、5施設合計で13億5,790万5,000円を計上しました。なお、施設ごとの予算額については右のとおりでございます。

下の2項利用者負担金につきましては、5施設合計で3億4,227万2,000円を計上しました。

62ページをお願いします。中段の介護保険事業の収入総額で前年度との比較で3,844万1,000円の増となっておりますが、これは主に既に取得しています介護職員処遇改善加算を現在の加算3から加算2の取得を見込んでいるため、増となっております。

次に64ページの繰入金、財政調整基金繰入金につきましては、連合長の説明のとおりでございます。

歳出につきましては、各施設から申し上げます。

初めに、望岳荘関係の主な内容につきましてお願いいたします。予算書は68ページであります。73ページの説明欄をお願いします。なお、主要施策概要説明書は5ページです。

望岳荘では、人件費も含めた通常の施設運営費のほか、14節工事請負費では、本年度の防火設備の点検で動作不良が判明しました地下駐車場の泡消火設備の修繕工事費と、17節備品購入費では、購入から21年が経過する業務用乾燥機2台のうち1台の更新を計画しました。

望岳荘については以上であります。

（いで湯の里施設長 挙手）

議長（青木正道君） いで湯の里施設長。

いで湯の里施設長（鈴木隆夫君） 続きまして、いで湯の里関係の主な内容につきましてご説明を申し上げます。予算書は72ページからになります。なお、主要施策概要説明書は

6 ページです。

歳出について申し上げます。予算書 77 ページをお願いいたします。14 節の工事請負費では、照明器具 LED 化工事費 263 万 6,000 円を計上しておりますが、食堂や機能訓練回復室にある 29 年経過の水銀灯照明などを更新するものでございます。また、17 節の備品購入費では、生活用備品購入費とありますが、16 年を経過したシャワー浴槽の更新のため 709 万 5,000 円を計上したものでございます。

いで湯の里につきましては以上です。

(菜の花苑施設長 挙手)

議長（青木正道君） 菜の花苑施設長。

菜の花苑施設長（高山浩君） それでは、続きまして、菜の花苑関係の主な内容につきましてご説明申し上げます。予算書は 76 ページからになります。なお、主要施策概要説明書は 7 ページです。

それでは、歳出について主なものを申し上げます。3 目の菜の花苑事業費につきましては 3 億 3,784 万 1,000 円で、前年費 1,686 万 8,000 円の増でございます。人事配置により人件費の増額及び電気料高騰等による需用費の増額が主な要因でございます。

それでは、83 ページ、主なものについて説明を申し上げます。14 節工事請負費では、老朽化した給水管ポンプの更新に 404 万 8,000 円を、17 節備品購入費では、同じく老朽化した業務用洗濯機 1 台の更新に 209 万円を計上するものでございます。

菜の花苑関係につきましては以上であります。

(ふるさと苑施設長 挙手)

議長（青木正道君） ふるさと苑施設長。

ふるさと苑施設長（月岡篤志君） ふるさと苑関係の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。予算書は 82 ページからになります。なお、主要施策概要説明書は 8 ページです。

歳出について申し上げます。本年度特に取り上げた事項としまして、87 ページの説明欄をお願いしたいと思います。12 節委託料で、一番下にありますオンコール業務委託料、このオンコール業務委託は、夜間に看護師に相談できること及び日中専門の医師に相談できるものであります。

現在、夜間、利用者に何かあったときは、夜勤者から自宅にいる看護師に対応をどうしたらいいか連絡が行っていたものを、代わりに委託事業者の看護師に連絡・相談するものであります。また、日中の医療相談については、嘱託医の先生はおりますが、専門科以外の科に

なると判断に迷うケースも出てきますので、例えば皮膚関係のトラブルなどについて相談しアドバイスを受けるものであります。主に、看護業務の負担軽減を図る目的で今回試験的に導入するものであります。

それから14節工事請負費で交換の指摘を受けた高圧機器の改修工事、それから17節備品購入費で開所当初から22年使用しております特殊浴槽の更新であります。

ふるさと苑につきましては以上であります。

(てるさと施設長 挙手)

議長（青木正道君） てるさと施設長。

てるさと施設長（栗岩康彦君） てるさと関係の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。予算書は86ページからになります。なお、主要施策概要説明書は9ページでございます。

歳出について主なものを申し上げます。91ページをお開きいただきたいと思います。説明欄下段になりますが、13節使用料及び賃借料では、AEDの借上料として3万6,000円、その下17節備品購入費でございますが、行事用などの放送設備としてポータブルアンプ新規1台と老朽化に伴うフードプロセッサ1台の更新、合わせて4万2万1,000円を計上いたしました。

次のページ、92ページをお開きください。2項財産管理費では、積立金で財政調整基金、5施設の合計で48万5千7,000円を計上いたしました。

以上でございます。

議長（青木正道君） 以上で各施設長の補足説明を終わります。

17 議案第11号 令和4年度北信広域連合旧老人ホーム高社寮解体工事変更請負契約の締結について

議長（青木正道君） 議案第11号 令和4年度北信広域連合旧老人ホーム高社寮解体工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

(広域連合長 湯本隆英君 登壇)

広域連合長（湯本隆英君） 議案第11号 令和4年度北信広域連合旧老人ホーム高社寮解体工事変更請負契約の締結について。

本案につきましては、旧老人ホーム高社寮を解体するための変更請負契約の締結について、

地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものであります。よろしく御審議をお願いいたします。

18 議案第12号 北信広域連合公平委員会委員の選任の同意について

議長（青木正道君） 日程18 議案第12号 公平委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 湯本隆英君 登壇）

広域連合長（湯本隆英君） 議案第12号 公平委員会委員の選任の同意について。

本案につきましては、現委員の小林みゆき氏の任期が令和5年4月24日をもちまして満了となることから、後任の委員として小林みゆき氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木正道君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散 会）

（午前10時38分）

令和5年2月北信広域連合議会定例会会議録（第2号）

北信広域連合告示 第1号

令和5年2月17日（金） 中野市豊田支所大会議室に開く。

令和5年2月17日（金） 午後2時開議

○ 議事日程（第2号）

- 1 議案質疑
 - 2 一般質問
 - 3 討論、採決
 - 4 議 第 2号 北信広域連合議会の個人情報保護に関する条例案
 - 5 議案質疑
 - 6 討論、採決
 - 7 閉 会
-

○ 本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

○ 出席議員 次のとおり（23名）

| | |
|----------------|------------------|
| 1 番 土 屋 喜久夫 議員 | 1 3 番 川久保 政 弘 議員 |
| 2 番 笠 原 豊 議員 | 1 4 番 原 澤 年 秋 議員 |
| 3 番 白 鳥 金 次 議員 | 1 5 番 徳 竹 栄 子 議員 |
| 4 番 常 田 徳 子 議員 | 1 6 番 高 野 良 之 議員 |
| 5 番 松 樹 純 子 議員 | 1 7 番 高 木 尚 史 議員 |
| 6 番 吉 越 利 明 議員 | 1 8 番 上 倉 敏 夫 議員 |
| 7 番 芦 澤 孝 幸 議員 | 1 9 番 西 方 功 文 議員 |
| 8 番 桑 原 武 幸 議員 | 2 0 番 萩 原 由 一 議員 |
| 9 番 上 松 永 林 議員 | 2 1 番 高 山 祐 一 議員 |

10番 阿部光則議員 22番 渋川芳三議員
11番 松野繁男議員 23番 青木正道議員
12番 岸田真紀議員

○ 欠席議員 なし

○ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

| | | | |
|--------------|------|-----|------|
| 事務局次長補佐兼総務係長 | 富田訓宏 | 副主幹 | 常田新吾 |
| 保険福祉係長 | 佐藤智弘 | 主任 | 宮沢照美 |

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

| | | | |
|--------|------|----------|------|
| 広域連合長 | 湯本隆英 | 幹事 | 小林広行 |
| 副広域連合長 | 江沢岸生 | 幹事 | 丸山寛人 |
| 副広域連合長 | 竹節義孝 | 幹事 | 笹岡博人 |
| 副広域連合長 | 日基正博 | 幹事 | 藤木利章 |
| 副広域連合長 | 富井俊雄 | 事務局長 | 秋元正幸 |
| 副広域連合長 | 宮川幹雄 | 事務局次長 | 小林英春 |
| 副管理者 | 竹内敏昭 | 望岳荘施設長 | 武田彰一 |
| 監査委員 | 齋藤保 | いで湯の里施設長 | 鈴木隆夫 |
| 会計管理者 | 酒井久 | 菜の花苑施設長 | 高山浩 |
| 幹事 | 柴本豊 | ふるさと苑施設長 | 月岡篤志 |
| 幹事 | 鈴木靖史 | てるさと施設長 | 栗岩康彦 |

(開議) (午後 2時00分)

(開会に先立ち、富田事務局次長補佐が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

議長(青木正道君) ただいま報告のとおり出席議員数が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてあります議事日程第2号のとおりでありますか

ら、ご了承願います。

1 議案質疑

議長（青木正道君） 日程1 これより議案質疑を行います。

なお、発言に際しては、議案に係る質疑についてのみとし、回数は、同一議題について3回までとなっております。また、最初に幾つの質問を行うか、質問の数を述べてから質問に入っていただきますようお願いいたします。

議案第1号 個人情報の保護に関する法律施行条例案から議案第4号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する等の条例案までの以上議案4件について願います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（青木正道君） ありませんので、次に、議案第5号 令和4年度一般会計補正予算（第1号）から議案第7号 令和4年度特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）までの以上議案3件について願います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（青木正道君） ありませんので、次に、議案第8号 令和5年度一般会計予算について願います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（青木正道君） ありませんので、次に、議案第9号 令和5年度養護老人ホーム事業特別会計予算について願います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（青木正道君） ありませんので、次に、議案第10号 令和5年度特別養護老人ホーム事業特別会計予算について願います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（青木正道君） ありませんので、次に、議案第11号 令和4年度旧老人ホーム高社寮解体工事変更請負契約の締結について願います。質疑ございますか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（青木正道君） 17番、高木尚史議員。

17番（高木尚史君） 議案第11号について、ちょっとお伺いいたします。請負契約の増額になるわけですが、現在の解体工事の進捗状況はどうなっているのか。それと、約

2, 442万円ほどの増額になるわけですがけれども、増額になる根拠についてお聞かせください。

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） お答え申し上げます。初めに、令和5年1月31日までの進捗状況でございますが、68.3%でございます。

それから増額分の内容でございますが、アスベストが増えた分ということで、補正させていただいているんですが、それについては1,570万円分を増額させてもらっていますが、それについてはアスベストの分ということでお願いします。

議長（青木正道君） 17番、高木尚史議員。

17番（高木尚史君） 進捗状況が68.3%で、現在も解体工事が進められているのは承知をしておりますが、アスベストに関して増額分1,570万円、これは当初の請負をする段階でアスベストの調査もされているというふうに思いますけれども、それ以上に増えている根拠というものがどういうものなのか改めてお伺いいたします。

そして、増額部分についてはアスベストで1,570万円ですが、全体的には2,442万円ほどの増額になっているわけですが、そのほかの増額部分というのはどのような金額ですか。

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） 初めにアスベスト、新たに7月から工事に着手しまして、新たにアスベストが発見されたのは、33検体を調査した結果7検体にアスベストが出たということで、その分が増工になっております。

当初、3億4,100万円ということで当初契約させていただいたわけなんですけれども、その後、再調査したときに10月時点で2,200万円ほど増工になりました。そこにまたプラス200万円、今回の増工分ということで、2段階で増えているという形になっております。

議長（青木正道君） 17番、高木尚史議員。

17番（高木尚史君） 33検体のうち7検体ということで、これは請負業者が自主的に改めてアスベストの調査をしたということですか。当初の契約をする段階での調査からこのように増えてきたのかどうなのか。それは自主的に請負業者が検体の調査をしたということなのか。その辺について具体的にお示しください。

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） 今回、業者が工事を進めていく中で自主的に調査をしまして、発見されたものでございます。

議長（青木正道君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

議長（青木正道君） ありませんので、次に、議案第12号 公平委員会委員の選任の同意について願います。ご質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

議長（青木正道君） ありませんので、以上で、議案質疑を終結いたします。

2 一般質問

令和5年2月北信広域連合議会定例会一般質問発言順位表

| 発言 順位 | 件 名 | 質 問 者 | | 答 弁 者 |
|----------|----------------------------|-------|-------|-------|
| | | 議席 | 氏 名 | |
| 1 | 特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの運営について | 2 | 笠原 豊 | 広域連合長 |
| | 介護職員の処遇改善について | | | |
| | 介護職員の定年及び退職手当について | | | |
| | 介護職員の安定的な人材の確保について | | | |
| | 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用について | | | |
| 2 | 職員の処遇改善と職員体制について | 17 | 高木 尚史 | 広域連合長 |
| 3 | 特別養護老人ホームについて | 10 | 阿部 光則 | 広域連合長 |

議長（青木正道君） 日程2 これより一般質問を行います。

なお、質問及び答弁は簡潔明瞭に願います。

本定例会における一般質問の発言順位につきましては、お手元に配付いたしてあります発

言順位表のとおりでありますから、ご了承願います。

順位1番、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの運営について、介護職員の処遇改善について、介護職員の定年及び退職手当について、介護職員の安定的な人材の確保について、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用について。

2番、笠原豊議員。

(2番 笠原 豊君 登壇)

2番(笠原豊君) 2番、笠原豊でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

大項目1として、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの運営についてお伺いいたします。高齢者人口がピークを迎える2040年問題をどう乗り越えるか、社会保障の課題となっています。2040年は、1971年から74年生まれの団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える年です。総務省が昨年9月18日に発表した統計では、2040年には65歳以上の高齢者人口が3,921万人に達する見通しです。昨年の65歳以上の高齢者の推計値が3,627万人です。2040年には昨年の人数の1.08倍の人数となり、全国では約300万人が増加する予測だそうです。安心の介護施設の運営検討を北信広域連合でも将来に向けて準備すべきときと思います。

そこでお伺いいたします。(1)入所待機者の現状についてお伺いいたします。

①現在の待機者数について、総人数と各市町村別の最新の待機者数は何人でしょうか。また、各施設の定員に対する入所者比率は何%でしょうか。

②入所判定委員会等での検討状況についてお伺いいたします。入所検討委員会等での順位の決定方法はどのようにしていますか。

③各施設の定員数を今後増加する考えについて。北信広域連合では、各施設の定員が決められていますが、施設内のレイアウト変更や増設等で定員を増加するお考えはありますか。

大項目2として、介護職員の処遇改善についてお伺いいたします。

(1)一般職の給与についてですが、令和4年12月の中野市議会定例会におきまして、中野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案が可決されました。中野市の給与体系が北信広域連合職員に適用されると伺っておりますが、どのように反映されますか。

①一般職員の介護職員1人当たりの処遇改善については、年間で何%アップになりますか。現在、賃金の引上げが重要と国会などで言われておりますので、人材確保のための改善という観点でお伺いいたします。

(2) 会計年度任用職員の給与についてお伺いいたします。

①会計年度任用職員の給与改善について、状況をお伺いいたします。

(3) 職員の異動期間の考え方についてお伺いいたします。一般職は定期的に異動がありますが、会計年度任用職員は異動が少ないようです。職場の活性化という意味で、異動期間の設定の有無と今後の方針についてお伺いいたします。

大項目3として、介護職員の定年及び退職手当についてお伺いいたします。

(1) 中野市の12月の定例議会におきまして、中野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例案と、中野市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案が可決されました。この二つの条例も北信広域連合職員に適用されるものでしょうか。お伺いいたします。

大項目4として、介護職員の安定的な人材確保についてお伺いいたします。

(1) 介護職員の人材確保の促進についてですが、①新卒者採用への求人取組について、どのように行われていますか。若手のよい人材を確保することは重要なことと思いますので、お伺いいたします。

②外国籍の職員の採用の検討についてお伺いいたします。今後、高齢者の増加に伴い、また介護人材の確保という面でも北信広域連合としての外国籍人材の採用も準備していく時期ではないかと思いますが、お考えはありますか。また、外国籍の職員の待遇の案についてもお伺いいたします。

③一般職と会計年度任用職員の採用比率について、現状と今後の目標比率についてお伺いいたします。質問の趣旨としては、一般職の採用を増やし、長期の安定的な人材の確保が必要との考えからです。

大項目5として、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用についてお伺いいたします。厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー等の整備、非常用地下発電設備、給水設備の整備、水害対策に伴う改修、新型コロナウイルスの感染拡大防止に関わる換気設備の設置等について補助する事業であるそうです。補助率は国2分の1、自治体4分の1となっており、事業者が4分の1負担です。事前に各施設等に対して計画等について調査し、その調査結果に基づき予算の用意をする必要があるそうです。補助事業を実施する場合には、県宛てに協議書を提出することになるそうですが、実施については県の審査及び厚生労働省の判断により交付の可否や交付額が決定します。

年々、激甚化、頻発化する自然災害や感染症等から施設を利用している高齢者等を守るための取組を後押しすることは大変に重要であり、北信広域連合の各施設のニーズを把握しながら地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を積極的に活用したらどうかと考えました。

そこでお伺いいたします。（１）北信広域連合の各施設の安全対策についてお伺いいたします。

①各施設の整備状況はどうでしょうか。

②地域の施設利用者の安全と安心のためにも必要な予算を確保し、積極的に地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の交付金の有効な活用をすべきと考えますが、見解を伺います。

以上、ここからの質問を終わります。

議長（青木正道君） 連合長。

（広域連合長 湯本隆英君 登壇）

広域連合長（湯本隆英君） 特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの運営について。

特別養護老人ホームの待機者数につきましては、令和5年2月1日現在で151人であります。なお、今後の見通しにつきましては、入所待機者数は微増で推移していると想定しております。

養護老人ホームの待機者数につきましては、現在、待機者はありません。

入所判定委員会等での検討状況につきましては、特別養護老人ホームについては毎月1回の入所検討委員会を開催し、個別評価項目等について審査し、入所の優先順位を決定しております。また、施設から退所の連絡があった場合は、その施設を希望する順位上位の待機者を紹介し、施設と利用申込者による入所調整を行っております。

養護老人ホームにつきましては、年4回の入所判定委員会を開催し、入所の可否を審議しております。各施設の定員数を今後増加する考えにつきましては、令和6年度から始まる第9期介護保険事業計画策定において、各市町村と検討してまいりたいと考えております。

特別養護老人ホームの待機者数と各市町村別の各施設の定員に対する入所者比率につきましては、事務局長から答弁いたします。

続きまして、介護職員の処遇改善について。

一般職の給与の処遇改善につきましては、中野市に準じ、国家公務員の人事院勧告に準じた給与改定を行い、給料表の増額改定と勤勉手当の支給月数の引上げを行いました。これにより、当広域連合の一般職につきましては、金額で1人当たり平均約4万7,000円（同日「4万700円」の訂正あり）、月額で約3,400円、率にして1.11%の増額とな

ります。そのうち、介護職員につきましては、年額で1人当たり平均4万3,000円、月額で約3,600円、率にして1.26%の増額となります。

会計年度任用職員の給与改善につきましては、昨年度の介護員の処遇改善に続き、令和4年4月から看護師の基準号俸を4号俸昇給させ、月額で1人平均約3,200円の増額となっております。

また、令和5年4月からは、給料表の増額改定に伴い、会計年度任用職員の全職種の基準月額を最大4,000円増額することとしております。

職員の異動の期間の考え方につきましては、人事異動の基本方針として、職場の活性化と公務能率の向上を図るとともに、職員間の相互理解を深めるため、おおむね4年以上の職員を対象に人事異動を実施することとしております。

会計年度任用職員の人事異動につきましては、施設の立地上、通勤距離が30キロを超えることもあることから、原則として職員の意向を重視することとしています。

件名の3番です。介護職員の定年及び退職手当について。

定年及び退職手当は中野市職員に準ずるかにつきましては、当広域連合職員の定年等に関する事項については、北信広域連合職員の定年等に関する条例により、中野市職員の定年等に関する条例の例によるものとする。とされており、中野市に準じております。

退職手当の支給に関する事務につきましては、当広域連合の事務委託に関する規約により、長野県市町村総合事務組合に事務の管理及び執行を委託しております。

続きまして、介護職員の安定的な人材の確保について。

新卒者採用への求人の取組につきましては、採用試験の周知や学校訪問を行っております。採用試験の周知につきましては、採用試験情報を当広域連合のホームページに掲載するほか、プレスリリース、構成市町村の広報誌への掲載、県内の高校や専門学校など51校へ受験案内の送付を行っております。

また、学校訪問につきましては、福祉や医療関係の専門学校を訪問し、就職先の選択肢の一つとして当広域連合を選んでいただけるようPRをしております。

また、令和4年度事業で人材確保の促進のため、当広域連合のホームページのリニューアルと職員募集案内の動画を作成し、人材確保等の促進を図っております。

外国籍の職員の採用につきましては、人材難の中、将来的な採用を視野に入れて、派遣職員や会計年度任用職員での採用について検討しております。

具体的には、就労活動に制限がない在留資格の永住者、日本人の配偶者及び永住者の配偶

者などや、定められた範囲で就労が認められる在留資格の特定技能、介護を有する者の採用について検討してまいりたいと考えております。

一般職と会計年度任用職員の採用比率等の細部につきましては、事務局長から答弁いたします。

続きまして、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用について。

各施設の安全対策の整備状況につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業では、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するための設備等の整備や改修が対象となりますが、そのうちスプリンクラーや非常用自家発電等の設備機器の整備につきましては、全施設において整備を完了しております。

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る換気設備の設置等について、今後検討してまいりたいと考えております。

(事務局長 挙手)

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） 特別養護老人ホームの各市町村別の待機者数と各施設の定員に対する入所者比率につきましてお答え申し上げます。

入所待機者数151人の各市町村別の人数につきましては、中野市が52人、飯山市が49人、山ノ内町が32人、木島平村が10人、野沢温泉村が4人、栄村が1人、その他自治体が3人でございます。

各施設の定員に対する入所者比率につきましては、1月31日現在で、望岳荘は定員91人に対し84人で92.3%、いで湯の里は定員70人に対し66人で94.3%、菜の花苑は定員62人に対し60人で96.8%、ふるさと苑は定員71人に対し71人で100%、てるさとは定員90人に対し82人で91.1%であります。

なお、現在入所調整中の方もおりますので、全ての施設では現状満床とはなっておりませんが、施設から退所の連絡があった場合は速やかに次の入所者の紹介をしており、その後、施設は家族との調整に入りますが、空床期間をなるべく短くするように施設と随時調整をしながら進めているところであります。

また、参考に申し上げますが、令和3年度の施設の年間で何人が利用したかということの実利用者数の市町村別利用者数につきましては、飯山市186人で38.8%、中野市116人で24.2%、山ノ内町116人で24.2%、木島平村31人で6.5%、野沢温泉村27人で5.7%、栄村3人で0.6%の合計479人の利用者がありました。

続きまして、次に、一般職と会計年度任用職員の採用比率等につきましてお答え申し上げます。

正規職員、会計年度任用職員の人員とその比率につきましては、令和5年2月1日現在の施設への実配置職員数として、正規職員は153人、フルタイムの第2号会計年度任用職員は69人の合計222人であり、正規職員比率は68.9%であります。

今後につきましては、人材不足の中、持続可能な施設運営のため、人件費とのバランスを見ながら正規職員の安定的な採用に努めてまいりたいと考えております。

なお、令和5年度の当初予算に計上した施設への配置職員数につきましては、正規職員は166人、フルタイムの第2号会計年度任用職員は69人の合計235人であり、正規職員比率は70.6%であります。以上であります。

議長（青木正道君） 2番、笠原豊議員。

2番（笠原豊君） ここからは継続でお願いいたします。まず、大項目1のご答弁から。

150人余りの待機者がおられるようですが、全国統計から単純計算をいたしますと、現状の施設定員のままですと、2040年には150人掛ける1.08、概算ですけれども、合計162人ほどの待機者数に増加していく可能性があります。確実に待機者が増える予測に対しまして、現在から待機者数を減らす対策をすべきと考えますが、北信広域連合としての取組をお聞かせください。

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） 待機者数を減らす対策につきましては、令和6年度に策定される第9期介護保険事業計画において、各市町村とともに検討してまいりたいと考えております。

議長（青木正道君） 2番、笠原豊議員。

2番（笠原豊君） 今後、先行きの市町村の需要データを基に検討をまたよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、大項目2のほうなんですけれども、介護職員の処遇改善についてですが、会計年度任用職員の給与について、一般職の賃金は人事院勧告に基づき配慮されていることは理解できました。会計年度任用職員についても先ほどご説明ありましたが、仕事に対する対価が安く、就職希望者が集まらないというお話も伺います。別の手当等の増額で給料を少しでもアップする検討はできませんでしょうか。見解をお伺ひいたします。

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） 会計年度任用職員の処遇改善につきましては、連合長から先ほどお

答え申し上げましたが、令和5年4月から全職種の基準月額をベースアップし、最大で4,000円増額することとしております。

あと、在職するフルタイム第2号会計年度任用職員に当てはめて試算いたしますと、月額で1人当たり平均約3,700円、率にして1.61%の改善となります。以上です。

議長（青木正道君） 2番、笠原豊議員。

2番（笠原豊君） ありがとうございます。

では、続きまして、職員の異動の期間の考え方につきまして、会計年度任用職員の方も職場の活性化という面で異動期間の指針を設けるべきではないと思いますが、先ほど通勤距離のお話もありましたけれども、もう一度その辺も考慮しながら異動を考えるお考えはないかお伺いいたします。

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） 職員の活性化を図る面では、人事異動は必要なことだと考えております。しかし、会計年度任用職員の採用時に人事異動があることを条件として採用を行っていないことに加え、人事異動により通勤距離が長くなると職員にとって不利益となり、退職されてしまう可能性があるということになります。

現在の人材不足の状況の中では、離職を防ぐことに重点を置いておりますので、会計年度任用職員の人事異動につきましては、職員の意向を重視するということで人事異動は必要最小限にとどめておるところであります。

議長（青木正道君） 2番、笠原豊議員。

2番（笠原豊君） 分かりました。

続きまして、大項目2、全体の処遇改善に関連いたしまして、勤務時間や休日の取得の工夫についてもお伺いいたします。今月のある一般紙の記事におきまして、福祉施設職員が介護職につきまして、やりがいは大きいものの休みを増やすか賃金を増やすかしなければ、この仕事には入ってこないと何年も感じていたと語り、ちょうどその頃、その福祉施設が職員の待遇改善に向け、初めて全職員を対象に業務改善案を募集しました。その職員は、週休3日制を提案したそうです。福祉施設職員が週休2日制か週休3日制を選べるようにした場合、賃金はどちらも変わらず、勤務時間が週休2日制の人は1日8時間労働、週休3日制の人は1日9時間15分労働ということで勤務シフトを組むそうです。

結果として、年間勤務時間は5時間しか変わらず、年間の休日が2日制のときの人は110日、3日制を選択した人のときは145日が休日となりまして、35日間の休日が増

えるそうです。

このように、週休3日制度を選べるようにしたという福祉法人の工夫の事例が紹介され、今のところ週休3日制を選択したその福祉施設の職員は7割で、評判はよいとの記事でした。

北信広域連合でも勤務シフトの改善の検討など、勤務時間面での検討はいかがでしょうか。見解をお伺いいたします。

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） 人材確保のための職場の魅力改善につきましては、働きやすい職場環境の構築が必要だと考えております。

働きやすい職場とは仕事とプライベートを両立する環境だと考えておりますが、プライベートの時間を確保できれば、育児や介護などの理由で離職せざるを得ない優秀な人材がそのまま働き続けられる可能性があります。

週休3日の選択制の導入はメリットも多く、介護職場を含め多くの企業で導入されている状況でございますが、働きやすく休みを取りやすい職場環境を目指して職員配置等に取り組んでおりますが、その取組の一つとして、当広域連合といたしましても週休3日の選択制の導入について、今後検討していく必要があると考えております。

北信広域連合が働きやすく魅力ある職場だと認識いただけるよう、今後も職場環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

議長（青木正道君） 2番、笠原豊議員。

2番（笠原豊君） ありがとうございます。積極的なご回答をありがとうございました。

続きまして、大項目4の介護職員の安定的な人材確保について。外国籍の職員の採用の検討についての部分でご回答いただきましたが、外国籍の職員を採用する方針としていきました場合、何年度頃をめどに検討予定でしょうか。そしてまた、外国籍の人を採用する場合の解決しなければならない課題がありましたらお教えてください。

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） 外国籍の職員の採用につきましては、明確に採用年度を定めた計画は現在しておりません。就労活動に制限がない在留資格の永住者や日本人の配偶者者などは、会計年度任用職員として日本人と同等の条件で現在採用が可能となっております。

在留資格の特定技能の採用につきましては、その受入れに当たり住居の確保などの生活上の10項目の支援が義務づけられていることから、支援を代行する人材派遣会社などからの

派遣について検討してまいりたいと考えております。以上であります。

議長（青木正道君） 連合長。

広域連合長（湯本隆英君） 訂正をここでお願いいたします。先ほど、処遇改善の件に関しまして、広域連合の一般職につきましては、年額で1人当たり平均4万7,000円と申し上げましたが、4万7000円の間違いでございますので、訂正をお願いいたします。

議長（青木正道君） 2番、笠原豊議員。

2番（笠原豊君） ぜひまた人材確保の件でよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、大項目5といたしまして、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の交付金の利用は、今現在は必要ないということございましたけれども、今後の状況で、この交付金を活用するかどうかの検討は毎年どのように行われますでしょうか。今後の検討のルールをお教えてください。

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） 先ほど連合長から答弁させていただきましたけれども、本交付金事業の対象事業のうち特別養護老人ホームが対象となる設備機器等の整備については、全施設において整備を完了しているところであります。

今後、活用の必要性が考えられます換気設備の設置事業については、今後、施設と連絡会議等の中で検討してまいりたいと考えております。

検討のルールについては、現在、4施設については開設20年以上が経過し、老朽化が進み、既設の設備機器や大型備品の更新や改修の時期になっています。今後、厳しい財政状況の中でございますが、設備機器の更新等については、優先度を協議しながら進めてまいりたいと考えております。

議長（青木正道君） 2番、笠原豊議員。

2番（笠原豊君） ありがとうございます。順次、その検討をお願いできればと思います。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

議長（青木正道君） 以上をもちまして、笠原豊議員の質問を終結いたします。

次に進みます。順位2番、職員の処遇改善と職員体制について。

17番、高木尚史議員。

（17番 高木尚史君 登壇）

17番（高木尚史君） 17番、高木尚史です。通告によります職員の処遇改善と職員体制について、連合長にお伺ひいたします。

新型コロナウイルス感染症は、感染症として発症から4年目を迎えることになり、第8波の山場を越えようとしているように見られます。この間に多くの方がお亡くなりになり、ご家族の皆様や関係者の皆様のご心痛はいかばかりかとお察し申し上げますのであります。

国は、新型コロナの感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げることを検討しており、この5月8日に移行すると報道されました。この間に、広域連合管内の特別養護老人ホームなどでは、集団感染の防止策や面会における制限など様々な対策を職員も含めて取り組み対応していることについて、改めて敬意を表するものであります。

しかし、今日においても収束の気配は感じられないのが実態であります。

長野県は、医療特別警報を解除して通常体制に引き下げました。国は、3月13日からマスク着用は原則個人の判断に委ねることとし、自己責任とも取れる対応を示しましたが、これからも新型コロナウイルス感染症との闘いは続けなければならないのも現実であります。

そこで、まず介護職員の処遇改善についてお伺いいたします。昨年の2月から9月までの間に、国の政策として介護職員処遇改善補助金を活用して、会計年度任用職員の一部の職員に処遇改善が図られたことはご承知のとおりであります。10月以降は、介護報酬に引き継ぐこととして、利用者負担や介護保険料などにしわ寄せが来ると言われてきましたが、新たに10月から介護職員等ベースアップ等支援加算金が創設されました。介護職員等ベースアップ等支援加算金の対応はどうかお聞かせください。

次に、職員体制についてであります。施設入所者、利用者に対して、介護サービスを提供するためには精通した人材が必要であることは言うまでもありません。しかし、高齢者人口が増加する中で各サービス提供の民間事業所の数も増加してきましたが、コロナ感染症が拡大する中で、利用を控える方や介護人材の確保が難しいことなどから、閉鎖する事業所問題が社会問題になっています。

そこで、連合管内における正規職員、会計年度任用職員の人員とその比率はどうかお聞かせください。また、年度途中の退職職員の状況はどうか併せてお聞かせください。

次に、来年度から職員の退職年齢が引き上げられることになっていくことになっています。理論的には来年度の退職者はいないということになります。

そこで、退職年齢の引上げに対する対応はどうかお聞かせください。退職年齢が引き上げることによって、人事構成も変化することになりますが、新年度の職員採用と職員体制の見込みについてお伺いをして質問いたします。

議長（青木正道君） 連合長。

(広域連合長 湯本隆英君 登壇)

広域連合長（湯本隆英君） 職員の処遇改善と職員体制について。介護職員の処遇改善における介護職員等ベースアップ等支援加算につきましては、令和4年2月から9月までの介護職員処遇改善支援補助金の内容が引き継がれた加算であり、その取得要件も補助金と同等となっております。

昨年の補助金につきましては、補助金額を上回る処遇改善額が見込めず、取得要件を満たさないことから補助金の活用を断念しましたが、当該加算につきましても同じ理由から取得要件に合わず、取得しておりません。なお、従前から取得しております介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の区分を、より加算率のよい（Ⅱ）へ変更して取得し、財源の確保に努めてまいります。

今年度の処遇改善の状況につきましては、笠原議員にお答え申し上げたとおり、正規職員は国家公務員の人事院勧告に準じた給与改定を行い、会計年度任用職員は看護師の処遇改善を行っております。

また、会計年度任用職員につきましては、令和5年4月から全職種の基準月額を増額することとしております。今年度の処遇改善を踏まえ、令和5年度当初予算上では、当広域連合の一般職の給料手当及び賞与を含めた平均給与額は月額で40万6,000円、介護職のみの場合で37万8,000円であり、厚生労働省の2021年度介護従事者処遇状況等調査の結果による全国の介護職員の平均給与額は31万6,000円で、当広域連合職員が6万2,000円上回っております。

正規職員、会計年度任用職員の人員とその比率につきましては、笠原議員にお答え申し上げたとおり、令和5年2月1日現在の実配置職員数は、正規職員153人、フルタイムの会計年度任用職員69人の合計222人で、正規職員比率は68.9%であります。

年度途中の退職職員の状況につきましては、今年度は2人退職しております。

職員採用におきましては、直接雇用により施設運営を行うことを基本としておりますが、年度途中の退職や育児休業等で人員の確保が困難な場合には、人材派遣を活用するなどし、施設運営に支障を来さないよう対応しております。

退職年齢の引上げに対する対応につきましては、当広域連合職員の定年等に関する事項は中野市に準じ、令和5年度から退職年齢が段階的に引き上げられ、最終的には65歳で定年退職となります。それに伴い、定年での退職が延びることから、職員配置の構造的な見直しが必要になるとともに人件費の増加が考えられますが、反面、利点としましては、人材難の

中、必要な人材の確保が見込まれます。

新年度の職員採用につきましては、令和5年度の正規職員の採用予定者数は、介護員が6人、管理栄養士が2人の合計8人を予定しております。また、正規職員で不足する人員は、会計年度任用職員を配置することにより施設に必要な配置基準を満たすとともに、予定する配置数に達するよう引き続き募集を行ってまいります。

職員体制の見込みにつきましては、全国的に介護職場での人材不足の状況が続いており、当広域連合におきましても公募による求人の応募が少なく、年度当初予定している必要な人員の確保に時間を要する状況が続いています。

今後も人員確保のため、当初予定していた採用試験に加え、追加募集を行ってまいりたいと考えております。

議長（青木正道君） 17番、高木尚史議員。

17番（高木尚史君） それぞれご答弁いただきました。順次継続でお願いいたします。

それぞれ笠原議員の質問とも重複をしておりますけれども、なるべく重複をしないで質問していきたいというふうに思います。

まず、職員の処遇改善についてですけれども、このことについては、昨年それぞれ国の政策として、令和4年2月からこの管内では会計年度任用職員の30名を1人当たり3号俸、月額4,300円引き上げたということがありました。その後、国の制度というのは俗に言う一時的なものでありますから、当管内におけるそれぞれの賃金は俸給表によってそれぞれ決まっておりますから、一旦決まることによって、それがずっと継続をして増額されていくということになるわけですので、その点では処遇改善の一定の改善が見られたというふうに理解をしています。

しかし、先ほど退職年齢の引上げなどについてもご答弁がありましたけれども、財政的にこれからも増額をしていくということがありました。例えば、会計年度任用職員についても、フルタイムの職員については勤勉手当を再来年度から支給をするということが決まっているようであります。当然、フルタイムの会計年度任用職員の勤勉手当を支給するということになりますと、このことについても財政的な負担が生じてくるということになります。

財政的なことを申し上げますと、全協の中でも明らかになりましたけれども、今後の連合管内のそれぞれの施設の基金などを含めて、大変枯渇をする心配もあるということが報告されました。

そのように、まずは人材を確保しなければいけないけれども、それに伴うやっぱり財政的

な手当をしてあげなければ、やはり現場の対応としては職員の待遇改善に結びついていかない。そのことに尽きるのではないかというふうに思いますが、そのことについて、今後も含めてどのように対応されていくのかお伺いいたします。

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） ただいまの財政的な負担、今後財政調整基金が枯渇になるという予定だということで、全員協議会でもお話ししましたけれども、やはり人材確保のためには処遇改善も必要になってくると思うんですが、まず介護報酬の加算を今現在（Ⅲ）ということで行っている。これについては、介護保険報酬に3.3%をかけた率で今現在やっておるわけですけども、来年度からは加算率を（Ⅱ）に、加算を（Ⅱ）にしまして、介護報酬のほうを6%ということ引き上げさせていただく予定にはなっております。

それで介護保険報酬の来年度の見込みが3,580万円ほど増える予定になっております。そういうものも含めまして、あと、財政を守っていくために必要な措置を取っていきたくと思っています。

議長（青木正道君） 17番、高木尚史議員。

17番（高木尚史君） いずれにしても、財政的な問題はクリアをしていかなければならない大事な課題だというふうに思います。

それで、令和5年度の職員採用については、1月31日付までが申込期限として正規職員の看護師の募集が行われておりました。そのほか会計年度任用職員については、その都度のようにあります。これらの結果として、先ほど答弁がございましたけれども、正規の介護職員で6人、管理栄養士で2人ということの来年度の新規採用者の数であります。

そのほか、会計年度任用職員をやはりきちんと確立をするためには、増員をしていかなければならないわけですが、ここで問題になってくるのは、今、国でも議論をされているようではありますが、130万円あるいは106万円の壁だと思います。会計年度任用職員の中には、この壁を超えないためにそれぞれ調整をするという方もおられるのではないかとこのように思うんです。そうしますと、この壁を取り払うことによって、会計年度任用職員であっても、パートからフルタイムに変更をしたいという方もおいでになるのではないかとこのように思うんです。そうしますと、これらの人件費などについても、それぞれの対応をしていかなければならないというふうに思うわけです。財政的なことを改めて申し上げてみますけれども、確立をするためにどのようにしていくのか。

介護サービスを提供するというのは、まずは人でありますから、その人、人材を確保する

ということが何よりも大切なことだというふうに思うんです。先ほど冒頭に申し上げましたように、民間の施設の中では、そういった職員が集まらない、あるいはコロナウイルスの関連で利用を控える、あるいは国の新型コロナウイルスに関連をする補助金制度などを使い果たした、返していかなければならない。様々な理由から事業所を閉鎖するということが大きな問題になっているわけです。

そのことを考えますと、まずは人材をどのようにして確保するのか、そのことが一番大きな課題だというふうに思うんですが、そのことについては、財政的なことも含めてどのようにお考えでしょうか。

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） 介護サービスを低下させないためには、確かに人材が必要でございます。そのためには、やはり財政を健全化していく必要があります。そのためには、やはり各市町村に対してもご協力いただきたいと思います。それについては、先日申し上げました幹事会というものがございますので、そこで協議してまいりたいと考えております。

議長（青木正道君） 17番、高木尚史議員。

17番（高木尚史君） 全協の中でも、幹事会の中で負担割合も含めて研究をしていきたいというふうに報告があったわけですが、広域連合の規約の中で、条例の中で、幹事会の位置づけについては明らかにされていないわけですが、幹事会についての位置づけというものはどのような位置づけをされていますか。

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） 幹事につきましては、各市町村の総務部課長さんに集まっていたいて幹事会というものをやっているわけですが、規約に確かに載ってございませんが、執行者、いわゆる執行側ということで広域連合と協力して今後の方針を立てていくという形です。

議長（青木正道君） 17番、高木尚史議員。

17番（高木尚史君） いずれにしても、負担割合を変更することは条例の改正が伴うわけですし、議会の議決を経なければ改正ができないわけですし、それぞれ今申し上げましたような財政的な負担は、それぞれの市町村でも同じようなことなんです。市町村でもそれぞれの職員の処遇改善をするために、どのように財政を確保するのか、やりくりをするのかというのは共通の課題だというふうに思うんです。そのことも含めて、幹事会の中で議論するようでありまして、丁寧な、それぞれの現状を認め合いながら、それぞれの負担割

合などを。最終的に決まるのかどうなのか分かりませんが、そのような方向でぜひ求めておきたいというふうに思います。

それと、年度途中の退職職員が4年度は2人だけでしたけれども、先ほどの答弁にありましたけれども、働きやすい職場、環境をつくるという、そのことが離職を、年度途中で自己都合でしょうけれども、退職をする方がおいでになるということは、働きやすい職場環境をつくるという、そしてきちんと職場について介護の先頭に立っていただくと、そういった人たちの問題も大きな課題だというふうに思いますが、職場環境の問題についてどのように考えているのでしょうか。

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） それぞれの施設につきましては、それぞれの看護師、あと介護員等いろいろな職種の職員が集まっております。やはり、相談をしやすい環境をつくっていかないと1人で抱え込んでしまうという状況もあります。その中で1人で悩んで、離職したいとかそういう考えを起こす職員もいるかもしれませんので、やはり施設内では風通しのよい職場づくりということを進めていきたいと思っております。

議長（青木正道君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩） （午後 3時00分）

（再開） （午後 3時10分）

議長（青木正道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番、高木尚史議員。

17番（高木尚史君） それから、職員の待遇改善については、それぞれ問題点も分かっていますから、それなりにそれぞれの組織市町村においてのご協力をいただきながら、職員の待遇改善を進めてほしいというふうに思います。このようなそれぞれの施設の事業というのは、人があって何ができるかというところの一番大きな核心でありますから、そのことにつきましては、連合長、副連合長の皆さん方にもぜひご理解をいただいて、この施設の運営がスムーズにいくようお願いをしておきたいというふうに思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症の問題ですけれども、それぞれの施設についてお便りを発行しておりますが、その中で集団感染が発生した事例などの報告もされていますが、そのような状況になりますと、どうしても職員にそれぞれの過重がかかってくるわけです。ベッドはあるけれども、そういった集団感染をしたことによって職員体制が回らないというような事例も出ているのではないかなというふうに思うんです。そのことも含めまして、職

員体制がいかに関ローテーションを含めてどのように関わりを持っているのかというところが大事なことだろうというふうに思います。

今後も、この新型コロナウイルスがどのような方向に行くのかというのはまだはっきりしておりませんから、そのことも含めて職員体制をきちんとしながら、入所者の皆さんのコロナ感染を防ぎ、そして関係する職員の皆さん方もコロナ感染症にならないために、それぞれの対応をきちんとしていくのが今求められているというふうに思います。

そういう意味で、もう繰り返し申しませんが、それぞれの皆さん方のご協力をいただいてそれぞれの施設がしっかりと運営でき、そして入所者が気持ちよくサービスを受けられるような、そういう環境の整備を整えていくということがこれからの課題ではないかというふうに思いますので、それぞれに関わりを持つ皆さん方の、ぜひ積極的な対応を求めて、私の質問といたします。

議長（青木正道君） 以上をもちまして、高木尚史議員の質問を終結いたします。

次に進みます。

順位3番、特別養護老人ホームについて。

10番、阿部光則議員。

（10番 阿部光則君 登壇）

10番（阿部光則君） 10番、阿部光則でございます。通告に従いまして、特別養護老人ホームについてお伺いいたします。

まず最初に、入所待機者についてお伺いいたします。同僚議員もお伺いしていますが、改めてお答えいただきたい。入所待機者の問題は、言うまでもなく社会問題として取り上げられています。入所待機者の推移はどのようになっているのでしょうか。待機者改善への取組をどのように考えておられるかお答えください。

次に、介護職員の処遇改善についてお伺いいたします。この問題についても同僚議員がお尋ねしていますが、介護現場や保育現場などでケア労働に携わる介護職員などの給与が、他の産業に従事する労働者より月額で8万円前後低いということが問題となり、処遇改善支援補助金制度が令和4年2月より8か月間、令和4年9月まで全額国の負担により実施されました。これにより、介護、保育、放課後児童教室などで働く人たちが月額9,000円増額という、一桁少ないという声も上がりましたが、皆さんが9,000円というものに期待されたことは事実であります。

私はこの問題について、昨年この議会において質問させていただきましたが、広域連合

では制度は採用しないということでありました。会計年度任用職員において、それに見合った処遇改善をするということでした。その後、広域連合の実情はどうなっているのでしょうか。介護職員の処遇の状況についてもお答えをいただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症についてお伺いいたします。新型コロナウイルスは4年目に入り、新規感染者は減ってきているものの、依然、予断を許さない状況が続いています。高齢者施設でのクラスター発生件数が第8波では第7波のピークを超え、過去最多を更新したということが報道されていました。今までクラスターを経験していない施設で大クラスターが発生したとか、1年間で複数回のクラスターに見舞われたということも報道されています。高齢者福祉施設である特別養護老人ホームの介護現場が、コロナ禍で苦闘されている状況が想像できますが、当広域連合ではどのような状況でしょうか。

また、新型コロナウイルス感染症法の位置づけを2類から5類に移行する方針が決まりました。ウイズコロナとも言われていますが、施設での対応をどのように考えておられるかについてもお伺いいたします。

最後に、介護補足給付についてお伺いいたします。令和3年8月から介護補足給付が縮小されました。低所得層への負担軽減策の縮小であります。丁寧な運用が求められると考えますが、当広域連合の運用状況をお伺いして、この場からの質問といたします。

議長（青木正道君） 連合長。

（広域連合長 湯本隆英君 登壇）

広域連合長（湯本隆英君） 特別養護老人ホームについて。入所待機者につきましては、令和5年2月1日現在で待機者は151人であり、各施設においては入所調整者を含めると満床の状況であります。

今後の対応につきましては、第9期介護保険事業計画の中で、各市町村で検討してまいります。

介護職員処遇改善補助金事業の今後の取組につきましては、高木議員にお答え申し上げたとおり、介護職員処遇改善支援補助金につきましては、令和4年10月以降適用される介護職員等ベースアップ等支援加算に内容が引き継がれておりますが、取得要件に合わず、支援加算は取得しておりません。

なお、当広域連合では、従前から取得している介護職員処遇改善加算を活用し、処遇改善のための財源確保に努めております。

今年度の処遇改善の状況につきましては、笠原議員にお答え申し上げたとおり、正規職員

は国家公務員の人事院勧告に準じた給与改定を行い、会計年度任用職員は看護師の処遇改善を行っております。また、会計年度任用職員は令和5年4月から給料表の増額改定に伴い、全職種の基準月額を増額することとしております。

介護分野の職員の賃金は、他の職種に比べて低いと言われており、賃上げ効果が継続される取組を行うことが求められております。当広域連合としましては、利用者負担や人件費率などのバランスを見ながら、引き続き介護職場の職員の処遇改善に努めてまいります。

新規感染者が第8波で過去最高を記録する中での運営に困難を抱えていると思うが状況はどうかにつきましては、新型コロナウイルス感染症の第8波により、当広域連合の施設においても利用者と職員に陽性者が発生しました。職員につきましては、施設内において勤務調整等による協力体制を実施しながら対応いたしました。利用者につきましては、症状により入院をされた方もおられましたが、療養期間を終えて施設に戻っておられます。

幸い、利用者のほとんどの方は無症状であり、施設では保健所の指示によるゾーニングによる区分けを実施し、感染拡大防止を図ってまいりました。現在、陽性者は減少しており、引き続き感染防止対策の徹底に努めてまいります。

国は感染症法の位置づけを2類から5類に移行する方針を決めた、ウイズコロナと併せて対応はどうかにつきましてはですが、現在は窓越し面会になっており、入所者のご家族に十分な対応は取れておりませんが、全国的な傾向を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

2類から5類に移行となった状況におきましても、引き続き気を緩めず、感染防止対策を徹底してまいりたいと考えております。

コロナ対応加算につきましては、県が関係機関の協力を得て新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした者について、病床が逼迫している場合に、高齢者施設等において受入れが可能となる臨時的な措置として加算がされるものであります。

現在、各施設においては、退所者が発生した場合には通常入所のみについて調整しており、コロナ対応加算の入所者は受け入れておりません。今後コロナの病床が逼迫し、各自治体等の要請があった場合については、可能な限り対応してまいります。

介護補足給付の運用状況の推移につきましては、毎年6月下旬から7月上旬頃に構成自治体より施設を経由し、利用者家族に対し介護保険負担認定申請書類を送付しております。自治体への申請書類提出後、各自治体で所得・資産情報等に基づき、毎年適正に介護負担段階が決定されています。

なお、資産等の状況の変化により、自治体へ変更申請を提出された場合は、確定後において負担段階が加わる場合もございます。

直近5年度末時点での待機者数につきましては、事務局長から答弁いたします。

(事務局長 挙手)

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） 過去5年の年度末時点での待機者数につきましてお答え申し上げます。平成29年度が119人、平成30年度が147人、令和元年度が163人、令和2年度が165人、令和3年度が123人であります。以上でございます。

議長（青木正道君） 10番、阿部光則議員。

10番（阿部光則君） これより継続でお願いしたいんですが、入所待機者の問題は、やはり決して少なくなく、現状151人ということで、やはり非常に待機されている人が多いという状況の中で、やはり広域連合の果たす役割というか、率先して構成市町村、広域連合がこの問題を解決して、少しでも減らしていく責任があるのではないかというふうに私は思うんですが、その仕組みについて答弁をお願いしたいと思います。

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） まず各施設の定員の関係を申させていただきますと思いますが、そちらにつきましては、介護保険事業計画ということで、今第8期をやっております。令和6年度から3年間、今度は第9期の計画を立てていくことになっておりますが、その中でやはりどれだけ定員数を増やせる施設があるかどうかというのも、各市町村と協議して検討していく必要があると。あと、住民の方にも参加していただくということでございます。

したがって、広域連合としましては、やはり管内の市町村と協力してこれから進めていくということでおります。

議長（青木正道君） 10番、阿部光則議員。

10番（阿部光則君） そういう答弁、もちろん各市町村と協力しながら、介護保険の関係、9期の中でやはり改善していくという方向で、私とすれば努力していただきたいというふうに思います。

そんなことで、皆さん今日の一般質問は、そのような課題になりましたので、この件については。

次に移りたいと思いますけれども、介護職員処遇改善支援補助金は、当広域連合では対象にならなかったということの説明、もうちょっと詳しく説明していただければ。広域連合自

体の自費で改善をしたということなので、その説明を分かるようにしていただければ非常にありがたいかと思うんですが。

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） 介護職員の処遇改善につきましては、当広域連合については、地方公共団体ということで、正職員につきましては給料表を基にしております。ということで、昨年度の介護職員処遇改善支援補助金については、一定の改善ができない場合は対象にならないという、先ほどちょっと連合長からも答弁させていただきましたけれども、実際に数字を申し上げます。交付補助金を活用した場合には、1, 800万円ほど年間改善されるんですが、実際には例えば5年度、人事院勧告の関係で、年間の報酬は一般職と会計年度任用職員合計しましても970万円ほどです。そうすると970万円ほどの年酬を1, 800万円以上にするとということは、今現在不可能ということでございます。給料表にすると、そこを何号俸もアップして行って、それを超すということになりますので、現在、給料表を使っていることによって、それはちょっと不可能かということでは使っておりません。

あと、昨年度介護職員の給料を改善したということで、それにつきましては、今年度等既決の予算内で執行しております。

議長（青木正道君） 10番、阿部光則議員。

10番（阿部光則君） それぞれ公的な立場として努力されている姿が理解できるんですけども、聞くところによると、この制度は、ケア労働の現場ほか保育園とかそういうところでは中野市でも対応できたというような話も聞いております。

そうした中で、10月からは一般の民間では利用者負担が生じているわけでありましてけれども、広域連合の特別養護老人ホームを利用している皆さんには、利用者負担は生じていないということなんですよ。そう理解してよろしいわけですか。

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） 昨年の10月からのベースアップ等の支援加算については、対応していません。あと、昨年の補助金も対応していませんので、利用者の方は負担してございません。

議長（青木正道君） 10番、阿部光則議員。

10番（阿部光則君） そういう意味では、私は非常によいことではないかなというふうに考えております。

ただ、今後の中で、まだまだ介護職員の待遇が一般的に低い中で、ベースアップを図って

いく、もちろん会計年度任用職員の皆さんもベースアップを図っていくという中で、やはり国がそうした働く人の給与を上げる施策をしっかりと取る必要が私はどうしてもあると思うんです。

実際、皆さんもご承知かと思いますがけれども、先進国だと思っていたら、給料も全然上がらなくて、非常に、いわゆる産業の競争力もどんどん落ちてしまったりということの中で、やはり公的な部門での責任を果たして、給与をアップしていくということに、ぜひ目を向けてもらって、国への要望等もそれぞれの自治体の長さん、首長さんがいらっしゃるので、そうした方向でそれぞれの自治体の運営をやりながら、そうした考えの中でやっていくことが大事なんじゃないかなというふうに思っています。そのことはそういうことでお願いしたいと思います。

新型コロナウイルス、聞くところによれば、非常に大変な状態にはならなかったという報告を受けて、非常に皆さんのご努力に大変感謝しておるわけですがけれども、これから5月から2類から5類に下げるということで、今は例えば面会ができない状態になっているんですけれども、利用者の中には5類になったんだから面会もすべきではないかというような意見も出てくるかと思う中で、運用は非常に大変かと思うんですが、そこらはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） 先ほど連合長も申し上げましたけれども、今後、全国的な動向を踏まえて、しっかり周りを見て、やはり利用者さんとその家族の方が本当に苦勞されないような対応をしてみたいと思っております。

議長（青木正道君） 10番、阿部光則議員。

10番（阿部光則君） もちろん、感染が非常に心配されるわけで、慎重な対応が必要かと思えます。ただ、いろんな報告によれば、面会ができないとかそういう中で、やはり認知症が進むというような事例も報告されておりますので、またいろんなそうした中での対応を望むところでありませう。

コロナ加算というか、一般の事業所ではコロナの加算を取り、それが利用者への負担も生じてきたという経過があるんですが、当広域連合はコロナ加算を取らなかったと。取ることも考えたが、いわゆる限度額いっぱいの方がコロナ加算を取ると、超えた分が全額自己負担となってしまうという状況が生まれる中で、取らないということも聞いてきたわけですが、現実はどうのようなことになっているんでしょうか。

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） 実際には、コロナ加算の入所者は、今回はいなかったわけなんですけれども、ちょっとその辺の負担については、検討していきたいと思います。負担は現在していないということでございます。

議長（青木正道君） 10番、阿部光則議員。

10番（阿部光則君） そういう、公としての責任を果たしていただいているのかなというふうに感じているところであります。

最後に、介護補足給付についてなんですが、答弁がありました。補足給付というのは、ご承知のように施設入居者の食費や居住費に関する負担の軽減制度なわけで、2000年とか平成12年に施行された介護保険制度の当初は、施設入居者の食費や居住費は全額もともと介護保険で払われていたわけなんですけれども、2005年からホテル宿泊時と同様に払うべきだということで、全額自己負担となったという経過があります。

このとき、全額自己負担になったということで、非常に負担が大きいということで、特に低所得者への負担が大きくなった中から、低所得者への軽減制度で補足給付というものが出てきているんですが、令和3年8月からいわゆる2段階で支援が少なくなって、令和3年8月からは預貯金を持っていけば駄目だと。対象になると、最も所得の少ない人で年額80万円くらい自己負担が上がるということが報道でもあったわけなんです。

制度は制度でそういう状況になっているんですけれども、やはりやはりきめ細やかな。貯金を使ってしまえ、使い果たせというような中での受け取りしか私にはできないんですけれども。そこら辺の丁寧な……。限度額まで下がったのをいち早く対応するということは、今後非常に大事かと思うんですけれども。先ほどの答弁の途中でもそういうことをされているというふうな答弁だったんですが、やはりいわゆる利用者、家族への周知をしっかりといただいているんでしょうか。その点だけお聞きしたいと思います。

議長（青木正道君） 事務局長。

事務局長（秋元正幸君） 介護補足給付の関係については、先ほども答弁ありましたが、毎年6月下旬から7月上旬にかけて、構成自治体より施設を経由して各利用家族のほうに申請書類を送付しているわけなんですけれども、やはり内容等については、所得等もございまして、その辺はしっかりと、年1回とかそんなのではなくて、ちゃんとした説明を進めていくようにやっていきたいと思います。

議長（青木正道君） 10番、阿部光則議員。

10番（阿部光則君） ぜひ、そのような対応をお願いして、私の質問を終わります。

議長（青木正道君） 以上をもちまして、阿部光則議員の質問を終結いたします。

3 討論、採決

議長（青木正道君） 日程3 討論、採決を行います。

初めに討論を行います。討論のあります方は、早急に書面をもって、議長の手元まで通告願います。

なお、発言通告書は次長補佐のところにあります。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩） （午後 3時38分）

（再開） （午後 3時41分）

議長（青木正道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告がありますので、発言を許します。

10番、阿部光則議員。

10番（阿部光則君） 10番、阿部光則でございます。議案第1号 北信広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例案、議案第2号 北信広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例案、議案第3号 北信広域連合情報公開条例の一部を改正する条例案に対し、反対の立場から討論いたします。

国による個人情報の保護に関する法律の改正が2020年及び2021年に行われ、その上、デジタル関連法によって個人情報保護に関する関連諸法が改定された個人情報保護法に統合され、地方自治体の個人情報保護制度を全国的な共通ルールを規定し、一元化を図ることがなされたことにより、今回の条例の改廃、創設がなされているわけであります。個人情報保護法が基本的に民間部門とルールの一体化が図られるなど、大きく制度が変更された経過であります。

2021年の通常国会で成立したデジタル関連法が2021年9月1日に施行され、強力な権限を持つデジタル庁が発足に至っています。同法が目指すのは、行政機関などが保有する個人情報を企業のもうけのために活用する仕組みがつくられ、国や自治体が持つ膨大な個人情報のデータ活用を成長戦略に位置づけ、外部提供された企業はAI、人工知能ですが、それで分析させ、もうけの種にさせることがデジタル改革の名で進められようとしています。個人のプライバシーの侵害、地方自治の侵害、国民生活への影響、利益誘導、官民癒

着の拡大といった多くの問題があると指摘せざるを得ません。

これらの関連法の中で重要な柱の一つが個人情報保護法の改定です。自治体などの個人情報保護条例がそれぞれ設けてきた個人情報保護の規制がデータ流通の支障となるとし、個人情報保護法の全国的な共通ルールの下に一元化するために、自治体等は本年4月からの法施行に間に合うように条例の改廃を進めているわけです。自治体の条例が築いてきた優れた到達点をリセットするものです。

個人情報保護条例は1970年代から80年代にかけて、自治体が持つ個人情報のコンピューター処理が広がる中で、電算処理に関わる個人情報保護条例制定から始めました。それが個人情報全般を保護する条例となり、1999年から政府が個人情報保護法制定の検討を始めるまでに、既に約半数の自治体に条例が広がっていたと言われていました。そして2003年の個人情報保護法成立を受けて、全ての自治体で条例が制定されるに至ったとされています。自治体の個人情報保護制度は国に先行して条例が整備され、内容も発展させてきた点で、地方自治の象徴的存在の一つとも言えるものです。

そこでは、①個人情報の収集は、本人から直接収集するなどの収集の制限。②として目的外利用、外部提供の制限、オンライン結合の制限など原則が定められ、例外とする事例は個人情報保護審査会の意見を聞くことなどが定められています。政府は自治体ごとの特徴ある規定がデータ流通の支障となるとして、一旦リセットさせる法改定を押し切ったわけであります。

デジタル関連法によって、個人情報の保護に関する関連諸法が改定された個人情報保護法に統合し、この改定法に地方自治体の個人情報保護制度を含む全国的共通ルールを規定し、そして国の個人情報保護委員会にこの所管と解釈権を一元化したものであります。

これら最大の目的は、匿名加工情報制度によりオープンデータ化し、公開されたデータにするとともに、情報連携、オンライン結合を実際に行わせることで特定の個人を識別できないように加工し、当該個人情報を復元できないように加工されたことで、非個人情報となる扱いとなりますので、本人の同意を得ずに第三者に提供、目的外利用が可能としています。

自治体が保有する個人情報は、公権力を行使して取得したり、申請届出に伴い義務として提出されたものです。介護、子育て、教育、健康など、自治体の持つ膨大な住民サービスに関わる情報は、企業から見れば、自分が保有する顧客情報とは比べものにならない個人情報の宝庫です。それを企業にもうけのために外部提供していくことが、行政の仕事と言えるでしょうか。

また、個人情報の漏えいなどの事件は最近でも相次いでいます。国が自治体に押しつけているのは、漏えいへの不安に応えることとは正反対で、加工したとはいえ、個人に関する情報を外部に流通させ目的外利用させることです。多くの自治体の条例では、第1条に定める目的を個人情報の保護や個人の尊厳の確保に不可欠であることに鑑み、基本的人権を擁護することなどに置いています。北信広域連合の個人情報保護条例もそのようになっています。

しかし、今回共通ルールとして置き換えられる国の個人情報保護法の目的第1条では、個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人の権利、利益の保護は個人情報の適正かつ効果的な活用や個人情報の有用性に配慮しつつ行うものとしています。

国は施行に当たって、条例でオンライン化や電子化に伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合については、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されないなどとしています。

さらに、改定法に基づき整備する条例で自治体等が独自に定めることができる内容は非常に限られています。国の条文のイメージにも、条例事項となるものが記載してありますが、限定的です。国の改定法は、行政機関などが持つ膨大な個人データを特定の個人を容易に識別できないように加工すれば、本人の同意なしに第三者に提供できる仕組みとしました。

このような内容となっていることから、日本弁護士連合会は2021年12月、デジタル改革関連6法についてプライバシー、個人情報保護の観点から必要な法改正と法の適正な運用を求める意見書というものを出しています。これらの法はプライバシー、個人情報保護には十分ではなく、憲法の保障するプライバシー権、憲法第13条を侵害しかねないとして改正を求めています。

また、個人情報保護法第69条第2項第2号及び第3号で、行政機関等による保有個人情報の目的外利用や他の行政機関への提供が可能となる相当の理由を、特別の理由にするなど、そうした目的外利用や提供が許される場合を限定するように法改正するべきであるとしています。

個人情報保護の不正な流用は、本人の同意を得ない第三者提供が後を絶ちません。プライバシーを守る権利は、憲法が保障する基本的人権です。どんな自己情報が集められているかを知り、不当に使われないように関与する権利、自己情報コントロール権、情報の自己決定権を保障することが重要であります。

以上申し上げたように、自治体独自の保護措置は最小限に制限され、自治体が条例で国に

強い規制をすることにも縛りがかかります。条例リセットの最大の目的は匿名加工情報オープンデータ化と情報連携、オンライン結合を自治体に行わせることで、教育、健康診断、介護サービス、子育て支援といった住民サービスに直結する個人情報の宝庫である自治体等が保有する情報を吐き出させようというものと言わざるを得ません。これは、住民要望に応えた独自の個人情報保護策を崩し後退させるものです。北信広域連合でのこれら3議案提案は、国のそうした動きの中のことであり、職員の皆さんのご苦労には敬意を申し上げるところであります。

以上、問題を申し上げまして、この3案に対しての反対討論といたします。

議長（青木正道君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第1号 個人情報の保護に関する法律施行条例案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長（青木正道君） 起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 情報公開・個人情報保護審査会条例案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長（青木正道君） 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 情報公開条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長（青木正道君） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する等の条例案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（青木正道君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和4年度一般会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（青木正道君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和4年度養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（青木正道君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和4年度特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（青木正道君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和5年度一般会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（青木正道君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

た。

次に、議案第9号 令和5年度養護老人ホーム事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（青木正道君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和5年度特別養護老人ホーム事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（青木正道君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和4年度旧老人ホーム高社寮解体工事変更請負契約の締結について採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（青木正道君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 公平委員会委員の選任の同意について採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（青木正道君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり同意されました。

4 議第 2号 北信広域連合議会の個人情報の保護に関する条例案

議長（青木正道君） 日程4 議第2号 北信広域連合議会の個人情報の保護に関する条例案

を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

21番、高山祐一議員。

(21番 高山祐一君 登壇)

21番(高山祐一君) 21番、高山祐一でございます。議第2号 北信広域連合議会の個人情報の保護に関する条例案について提案説明を行います。

個人情報の保護に関する法律の改正により、議会が国による個人情報保護制度の一元化の対象外となるため、本条例においても、個人情報保護の取扱いに係る所要の事項を定めるものとするものであります。

以上、提案させていただきましたが、議員各位のご理解とご賛成をいただきますようお願い申し上げます。提案説明といたしたいと思っております。

5 議案質疑

議長(青木正道君) 日程5 これより議案質疑を行います。

議第2号 北信広域連合議会の個人情報の保護に関する条例案についてお願いいたします。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長(青木正道君) ありませんので、以上で議案質疑を終結いたします。

6 討論、採決

議長(青木正道君) 日程6 討論、採決を行います。

討論のあります方は、早急に書面をもって、議長の手元まで通告願います。

なお、発言通告書は次長補佐のところにあります。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩) (午後 4時00分)

(再開) (午後 4時00分)

議長(青木正道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告がありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第2号 北信広域連合議会の個人情報の保護に関する条例案について採決いたします。

お諮りいたします。議第2号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（青木正道君） 起立全員であります。よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

議長（青木正道君） 以上で予定した議事は全部終了いたしました。

ここで連合長から挨拶があります。

連合長。

(広域連合長 湯本隆英君 登壇)

広域連合長（湯本隆英君） 令和5年2月北信広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

2月8日から本日までの会期中、議員各位におかれましては、慎重にご審議いただき、上程を申しあげました各議案ともそれぞれお認めいただき、誠にありがとうございました。

今後も各施設では新型コロナウイルス感染予防対策を引き続き実施するとともに、サービスの充実を図り、各組織市町村と連携を密にしながら、地域福祉の向上はもとより地域経済の発展に向けた事業促進に努めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、北信地域発展のために、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後のご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

本日は大変ありがとうございました。

7 閉会

議長（青木正道君） 以上をもちまして、令和5年2月北信広域連合議会定例会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。

(閉会) (午後 4時03分)

以上会議のてん末を記載し、相違ないことを証明するためここに署名する。

令和5年2月17日

北信広域連合議会

議 長 青 木 正 道

署名議員 常 田 徳 子

署名議員 松 樹 純 子